

令和8年第2回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件名
議案第1号	神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
議案第2号	神栖市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第3号	令和8年度神栖市一般会計補正予算（第2号）
議案第4号	令和8年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第5号	神栖市道路線の認定について
議案第6号	損害賠償の額を定めることについて
議案第7号	専決処分の承認を求めることについて ・神栖市税条例の一部を改正する条例
議案第8号	専決処分の承認を求めることについて ・神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて ・令和8年度神栖市一般会計補正予算（第1号）
報告第1号	令和7年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第2号	令和7年度神栖市水道事業会計予算繰越計算書
報告第3号	令和7年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書
報告第4号	公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和7年度事業報告及び決算並びに令和8年度事業計画及び収支予算について

## 令和 8 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

議案番号	件 名	概 要	備考						
議案第 1 号	神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例	<p>神栖市ハラスメント審査会において、知見のある外部委員を委嘱できるよう委員構成を見直すことに伴い、当該審査会を附属機関とするため、所要の改正を行うものであります。</p> <p><b>【改正内容】</b> 別表に「神栖市ハラスメント審査会」を加える。</p>							
議案第 2 号	神栖市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度分の介護保険料について、前年度非課税者に係る減額又は免除を実施するため、所要の改正を行うものであります。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和 8 年度の住民税が非課税で、給与等の収入金額が 55 万 1 千円以上 190 万円未満の者のうち、令和 7 年度の住民税も非課税である者に対し、令和 8 年度介護保険料算定において、介護保険法施行令附則第 25 条の規定による住民税課税世帯の所得段階に属する第 1 号被保険者の介護保険料について、令和 7 年度における所得段階で算定した額まで減免する。</li> <li>○ 本減免は令和 8 年度に限り実施し、本人からの個別申請によらず適用</li> </ul>							
議案第 3 号	<p>令和 8 年度神栖市一般会計補正予算（第 2 号）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">補正内容の詳細は財政課作成資料を参照</div>	<p>補正は歳入歳出それぞれ 3 0 9 万 1 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 4 8 億 7, 6 4 9 万 9 千円とするものであります。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の額</td> <td style="text-align: right;">4 4, 8 7 3, 4 0 8 千円</td> </tr> <tr> <td>補 正 額</td> <td style="text-align: right;">3, 0 9 1 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">4 4, 8 7 6, 4 9 9 千円</td> </tr> </table>	補正前の額	4 4, 8 7 3, 4 0 8 千円	補 正 額	3, 0 9 1 千円	計	4 4, 8 7 6, 4 9 9 千円	
補正前の額	4 4, 8 7 3, 4 0 8 千円								
補 正 額	3, 0 9 1 千円								
計	4 4, 8 7 6, 4 9 9 千円								

## 令和 8 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

議案番号	件 名	概 要	備考
		補正の主な内容につきましては、波崎総合支所・防災センターにおいて高圧ケーブルの更新工事を行うため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、諸収入等を充てるものであります。	
議案第 4 号	令和 8 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）	<p>補正は歳入歳出それぞれ 8 万 8 千円を追加し、補正後の予算規模を 6 1 億 9, 4 5 4 万 3 千円とするものであります。</p> <p style="text-align: center;">補正前の額            6, 1 9 4, 4 5 5 千円 補 正 額                            8 8 千円 計                            6, 1 9 4, 5 4 3 千円</p> <p>補正の内容につきましては、国の介護報酬改定に伴うシステム改修経費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。</p>	
議案第 5 号	<p>神栖市道路線の認定について</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【道路法】（抄）  <b>第 8 条</b> 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市長村長がその路線を認定したものをいう。  <b>2</b> 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。            [ 以下 略 ]</p> </div>	<p>開発行為に伴う寄附道路 1 路線を一般の用に供するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。</p>	

## 令和 8 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 6 号	損害賠償の額を定めることについて  <b>【地方自治法】（抄）</b> <b>第 9 6 条</b> 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 <b>第 1 3 号</b> 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。	市道 6 - 9 号線において相手方が負傷した事故について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
議案第 7 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 神栖市税条例の一部を改正する条例  <b>【地方自治法】（抄）</b> <b>第 1 7 9 条</b> 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 <b>2</b> 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 <b>3</b> 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。  改正の内容につきましては、地方税法等の一部改正に伴う個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し、軽自動車税における環境性能割の廃止、固定資産税における免税点の見直し等について規定するため、3 月 3 1 日に専決処分したものであります。  <b>【主な改正内容】</b> <b>○ 個人市民税</b> ・ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の拡大 ・ 特定暗号資産取引に係る課税の見直し  <b>○ 軽自動車税</b> ・ 環境性能割の廃止  <b>○ 固定資産税</b> ・ 免税点の見直し	

## 令和 8 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものがあります。</p> <p>改正の内容につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額等について定めるとともに、基礎課税額の課税限度額及び低所得者に対する軽減判定基準額を引き上げるため、3 月 31 日に専決処分したものであります。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額、並びに軽減額について定める。</li><li>○ 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を 3 万円に定める。</li><li>○ 低所得者の被保険者均等割額を軽減する所得基準について、5 割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を 30 万 5 千円から 31 万円に、2 割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を 56 万円から 57 万円に引き上げる。</li></ul>	

## 令和 8 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 9 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 8 年度神栖市一般会計補正予算（第 1 号）	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものがあります。</p> <p>補正は歳入歳出それぞれ 1 4 0 万 8 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 4 8 億 7, 3 4 0 万 8 千円とするものであります。</p> <p style="text-align: center;">補正前の額     4 4, 8 7 2, 0 0 0 千円 補 正 額                 1, 4 0 8 千円 計                         4 4, 8 7 3, 4 0 8 千円</p> <p>補正の内容につきましては、中央公民館和室の空調設備の不具合について、夏季を迎えるにあたり、早急に現状復旧を図る必要があるため、補正予算を計上し、5 月 8 日に専決処分したものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。</p>	
報告第 1 号	令和 7 年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
<p><b>【自治法施行令】（抄）</b>  <b>第 1 4 6 条</b>    [略]  <b>2</b> 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 3 1 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。  <b>3</b>    [略]</p>			

## 令和 8 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 6

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 2 号	令和 7 年度神栖市水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告するもの あります。	
<p><b>【地方公営企業法】（抄）</b>  <b>第 26 条</b> 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。  2 [略]  <b>3</b> 前 2 項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。</p>			
報告第 3 号	令和 7 年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告するもの あります。	
報告第 4 号	公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の 令和 7 年度事業報告及び決算並びに令和 8 年度 事業計画及び収支予算について	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告するもの であります。	
<p><b>【地方自治法】（抄）</b>  <b>第 243 条の 3</b> [略]  <b>2</b> 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。  <b>3</b> [略]  <b>【地方自治法施行令】（抄）</b>  <b>第 173 条</b> 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。  <b>2</b> [略]</p>			

## 提 案 理 由

令和8年第2回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

条例に関するもの	2件
予算に関するもの	2件
市道路線に関するもの	1件
損害賠償の額を定めることについて	1件
専決処分の承認を求めるもの	3件
報告に関するもの	4件

でございます。

議案第1号につきましては、神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてであり、神栖市ハラスメント審査会において、知見のある外部委員を委嘱できるよう委員構成を見直すことに伴い、当該審査会を附属機関とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第2号につきましては、神栖市介護保険条例の一部を改正する条例についてであり、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度分の介護保険料について、前年度非課税者に係る減額又は免除を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号につきましては、令和8年度神栖市一般会計補正予算（第2号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ309万1千円を追加し、補正後の予算規模を448億7,649万9千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、波崎総合支所・防災センターにおいて高圧ケーブルの更新工事を行うため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、諸収入等を充てるものであります。

議案第4号につきましては、令和8年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ8万8千円を追加し、補正後の予算規模を61億9,454万3千円とするものであります。

補正の内容につきましては、国の介護報酬改定に伴うシステム改修経費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。

議案第 5 号につきましては、神栖市道路線の認定についてであり、開発行為に伴う寄附道路 1 路線を一般の用に供するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 6 号につきましては、損害賠償の額を定めることについてであり、市道 6 - 9 号線において相手方が負傷した事故について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 7 号から議案第 9 号につきましては、専決処分の承認を求めることについてであり、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第 7 号につきましては、神栖市税条例の一部を改正する条例についてであり、地方税法等の一部改正に伴う個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し、軽自動車税における環境性能割の廃止、固定資産税における免税点の見直し等について規定するため、3 月 3 1 日に専決処分したものであります。

議案第 8 号につきましては、神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであり、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額等について定めるとともに、基礎課税額の課税限度額及び低所得者に対する軽減判定基準額を引き上げるため、3 月 3 1 日に専決処分したものであります。

議案第 9 号につきましては、令和 8 年度神栖市一般会計補正予算（第 1 号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ 1 4 0 万 8 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 4 8 億 7, 3 4 0 万 8 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、中央公民館和室の空調設備の不具合について、夏季を迎えるにあたり、早急に現状復旧を図る必要があるため、補正予算を計上し、5 月 8 日に専決処分したものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。

報告第 1 号につきましては、令和 7 年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであり、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第2号につきましては、令和7年度神栖市水道事業会計予算繰越計算書についてであり、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第3号につきましては、令和7年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書についてであり、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第4号につきましては、公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和7年度事業報告及び決算並びに令和8年度事業計画及び収支予算についてであり、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。